

議案第 25 号

飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

プラスチック一括回収を開始することに伴う改正

飛驒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正 する条例

飛驒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年飛驒市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「プラスチック製容器包装」を「プラスチック類」に、「紙製容器包装」を「紙類」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																														
<p>本文・附則 略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p style="padding-left: 20px;">1 家庭系廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">取扱区分</th> <th style="width: 45%;">ごみの種類</th> <th style="width: 40%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市指定収集袋による廃棄物収集</td> <td>可燃ごみ(大)</td> <td>10枚 520円</td> </tr> <tr> <td>可燃ごみ(小)</td> <td>20枚 520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運搬処分</td> <td>可燃ごみ(極小)</td> <td>20枚 260円</td> </tr> <tr> <td><u>プラスチック製容器包装</u></td> <td>10枚 100円</td> </tr> <tr> <td><u>紙製容器包装</u></td> <td>10枚 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>処理施設持込み処分の部・特定家庭用機器廃棄物運搬の部 略</p> <p>備考 略</p> <p style="padding-left: 20px;">2 事業系一般廃棄物の表 略</p> <p>以下 略</p>	取扱区分	ごみの種類	手数料	市指定収集袋による廃棄物収集	可燃ごみ(大)	10枚 520円	可燃ごみ(小)	20枚 520円	運搬処分	可燃ごみ(極小)	20枚 260円	<u>プラスチック製容器包装</u>	10枚 100円	<u>紙製容器包装</u>	10枚 100円	<p>本文・附則 略</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p style="padding-left: 20px;">1 家庭系廃棄物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">取扱区分</th> <th style="width: 45%;">ごみの種類</th> <th style="width: 40%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市指定収集袋による廃棄物収集</td> <td>可燃ごみ(大)</td> <td>10枚 520円</td> </tr> <tr> <td>可燃ごみ(小)</td> <td>20枚 520円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運搬処分</td> <td>可燃ごみ(極小)</td> <td>20枚 260円</td> </tr> <tr> <td><u>プラスチック類</u></td> <td>10枚 100円</td> </tr> <tr> <td><u>紙類</u></td> <td>10枚 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>処理施設持込み処分の部・特定家庭用機器廃棄物運搬の部 略</p> <p>備考 略</p> <p style="padding-left: 20px;">2 事業系一般廃棄物の表 略</p> <p>以下 略</p>	取扱区分	ごみの種類	手数料	市指定収集袋による廃棄物収集	可燃ごみ(大)	10枚 520円	可燃ごみ(小)	20枚 520円	運搬処分	可燃ごみ(極小)	20枚 260円	<u>プラスチック類</u>	10枚 100円	<u>紙類</u>	10枚 100円
取扱区分	ごみの種類	手数料																													
市指定収集袋による廃棄物収集	可燃ごみ(大)	10枚 520円																													
	可燃ごみ(小)	20枚 520円																													
運搬処分	可燃ごみ(極小)	20枚 260円																													
	<u>プラスチック製容器包装</u>	10枚 100円																													
	<u>紙製容器包装</u>	10枚 100円																													
取扱区分	ごみの種類	手数料																													
市指定収集袋による廃棄物収集	可燃ごみ(大)	10枚 520円																													
	可燃ごみ(小)	20枚 520円																													
運搬処分	可燃ごみ(極小)	20枚 260円																													
	<u>プラスチック類</u>	10枚 100円																													
	<u>紙類</u>	10枚 100円																													

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	プラスチック一括回収を開始することに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>令和8年4月1日からプラスチック一括回収を開始する。これまでプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル協会の指定法人にて再商品化されていたが、令和8年度から再商品化計画の認定を受けて再商品化するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第33条第1項に規定する認定を令和7年12月1日に取得した。</p> <p>プラスチック一括回収では、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせ、「プラスチック類」とし、ごみの種類の名称変更を行う。</p> <p>紙製容器包装を紙類の名称変更も合わせて行う。</p> <p style="text-align: right;">（別表第1関係）</p>
市民への影響等	<p>これまでプラスチック製容器包装（プラマークのあるもの）以外は可燃ごみで出すルールとなっていたが、プラスチック一括回収により市指定ごみ袋に入る大きさのプラスチック製品であれば出すことが可能である。</p> <p>プラスチック素材100%であれば出すことができることから、分別方法が分かりやすくなるを考える。</p>
施行日	令和8年4月1日
備考	説明会、ごみ分別収集カレンダー及び各種媒体による市民周知を実施